地域公共交通確保維持事業　陸上交通：車両購入に係る補助
自家用有償旅客運送導入促進のための車両購入費等への補助

国土交通省

■ 過疎地域等における高齢者等の足を確保するためには、バス・タクシーと自家用有償旅客運送を適切な役割分担のもと組み合わせ、持続可能な地域交通を実現する必要がある。
■ このため、「成長戦略実行計画」に基づき、自家用有償旅客運送の実施の円滑化のために制度を見直すこととあわせ、その導入を促進するために市町村、NPO等による車両購入等を支援する。

【自家用有償旅客運送の実施の円滑化】

（「道路運送法」（令和２年６月３日改正）に位置づけ）

● 過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設

⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化

地域の需要に応じて効率的な運行を促すため、小型車両の導入や運転者の講習受講料を支援

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
【補助対象経費】●乗車定員10人以下の車両（一括補助）
●運転者の講習受講料
【補助率】１／２
【補助要件】●法定計画に位置づけられた確保維持事業（運行費補助）の対象系統の運行の用に供するもの
●自家用有償旅客運送の用に供するもの